

三島町地域おこし協力隊(集落支援関係)募集要項

目的	過疎高齢化の進む三島町内において、地域資源を発掘し、都市との交流活動を通じて、集落の維持や空き家の活用等、若者定住の新たな可能性を模索し、観光・農業とも連携した集落支援活動を実施します。熱意のある若い力を募集します。
業務概要	①空き家を活用した若者定住モデルとなる活動 ②高齢化の進む集落における各種支援活動 ③廃校を活用した施設の運営支援を通じた地域活性化 ④地域住民や関係機関等の「つなぎ役」となり、地域活性化のネットワークを形成する活動 ⑤その他、集落の維持・活性化を図る活動
募集人数	2名
募集対象	①地域になじみ、心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方 ②三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村)から三島町に住所を移し、居住できる方 ③概ね年齢20歳以上40歳未満の方 ④普通自動車免許を有する方 ⑤パソコン(ワード・エクセル・メール等の基本操作)ができる方 ⑥SNS等を活用して、情報発信できる方 ⑦地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
勤務地	三島町内:森の校舎カタクリ内
報酬等	月額208,000円(各種手当、賞与等なし)
勤務時間	○原則週5日勤務1週間当たり勤務時間38時間45分を基本とします。 ○標準的には午前8時30分から午後5時15分とし(12時から13時まで休憩時間) ※活動内容によっては、土日祝日勤務・代休対応。
雇用形態・期間	○三島町地域おこし協力隊として三島町長が委嘱します。 ○期間は平成28年4月1日(予定)～平成29年3月31日まで。(以後、町との協議により1年毎に更新可能とし、委嘱の日から起算して最長3年以下の期間とする。) ○地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
福利厚生	①社会保険(健康保険・厚生年金)・雇用保険に加入します。(自己負担があります) ②住居については町が指定した住居とし、家賃は町が負担します。 生活必需品・光熱水費などの経費は各自の負担となります。 ③業務に必要な車両は三島町で用意します。私生活に業務用車両は使用できません。 ④有給休暇は最大10日間付与します。(但し、6カ月間継続勤務した後に付与する。) ⑤協力隊終了後の起業のため町制度の利用が可能です。 ※参考:起業補助金・雇用助成金、農業関係貸付金(無利子)
申込受付期間	平成28年1月17日(日)～平成28年2月29日(月)
提出書類	①市販の履歴書(写真貼付) ②他の企業等で勤務経験を有する者は、業務経歴書 ③所定の応募用紙(用紙は郵送しますのでご連絡ください)
選考	第1次選考:書類審査(提出書類①②③で審査します。) ※合否は文書で通知し、合格者には第2次選考の日時等を連絡します。 第2次選考:筆記、面接試験 ※合否は文書で通知します。
応募先	三島町役場 地域政策課 〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350 ☎0241-48-5533 メール seisaku@town.mishima.fukushima.jp



the most beautiful
villages
in japan